

作 業 仕 様 書

この請負事業の作業仕様書は、製品生産事業請負標準仕様書及び関東森林管理局製品生産仕様書を適用するものとする。

特 記 仕 様 書

この請負事業に対する特記事項は次に示すとおりとする。

特 記 事 項

1. 各種法令等の許可等について
保安林等法令制限に該当する事業地においては、伐採及び土地の形質変更等の手続きをおこなった旨の通知を受けてから事業着手すること。
2. C S F（豚熱）への対応について
C S F（豚熱）の感染拡大防止のため、群馬県における C S F 対策を熟知して適切な対応に努めること。
3. 国有林野の貸付地あるいは民有地を使用する場合について
 - (1) 事業箇所周辺には国有林を第三者に貸付している国有地や民有地が所在している場合もあり、事業実行上、これらの土地の使用が必要となる場合は、事前に事業者の責任において当該土地地権者の承諾等を得ること。
 - (2) 事業実行にあたり、貸付施設に損傷等の行為があった場合は、原因者負担により対処すること。
 - (3) 事業実行にあたり、地元住民や土地権限者等と十分な意思疎通を図るとともに、事故・紛争等が生じないように努めること。
4. 事業用車両の通行について
 - (1) 事業用運搬路として公衆に供する道路や林道を通行するにあっては、道路敷・周辺構造物等の第三者所有物に損害を与えないこと。また、林道及び道路施設への損害等の行為があった場合は、原因者負担により対処すること。
 - (2) 車両の安全運行、過積載防止等については、法令に基づき荷主又は事業者の責任により行うこと。
5. 山火事発生時における消火活動等への協力について
請負者は、事業実行期間中において、山火事や集中豪雨等に伴う土砂災害が発生した場合は、消火活動や復旧作業等への協力に応じること。
6. 事業進捗状況管理
 - (1) 製品生産事業請負実行管理基準に定める作業日報は、様式 2 により作成すること。
 - (2) 毎月、様式 1「工程管理表（月別）」を作成し、翌月 10 日までに提出すること。
また、事業終了時には「工程管理表（最終）」を提出すること。
なお、製品生産事業請負実行管理基準に定める請負事業進行報告書は、上記の様式 1「工程管理表（月別）」に代えることができる。
7. 作業路の作設について
作業路の作設は、森林作業道作設指針に基づき別紙のとおりとする。
8. 希少野生生物の対応について
希少野生生物が確認された場合、希少野生生物の保護の観点から事業の調整等に応じること。

9. 事業期間について

事業期間について、素材生産事業については契約締結日の翌日から令和8年1月30日まで、地拵事業については契約締結日の翌日から令和8年2月27日までとする。

森林作業道作設に係る特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は間伐等による木材の集材・搬出・主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固に締め固めた土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤S字カーブは、連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置をとる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

造林事業関係仕様書

この請負事業の仕様書は次のとおりとする。

- 造林事業請負標準仕様書
- 造林事業請負実行管理基準
- 関東森林管理局造林事業仕様書

掲載場所：<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/20140423.html>

特記事項

この請負事業に対する特記事項は次のとおりとする。

（CSF 感染拡大防止対策）

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、群馬県における CSF 対策を熟知して適切な対策に努めること。

（作業種ごとの特記仕様）

地拵作業にあたっては「地拵特記仕様書」のとおりとする。

（その他）

現場での判断が難しい場合は、監督職員と協議の上、指示に基づき作業すること。

希少野生生物を確認した場合は、監督職員へ報告することとし、事業実施において希少野生生物の保護の観点から事業の調整等に応じること。

別紙

地 拵 特 記 仕 様 書

作 業 種	作 業 仕 様	適 用 林 小 班 等
全刈地拵	植幅 0 . 5 m以上	地拵全林小班
	置幅 1 . 7 m以内	

(注) 寸法の単位は、m以下1位（10cm単位）とする。

令和7年度

造材寸法書

群馬森林管理署

区 分	樹 種	採材寸法			採材 順位	用 途	備 考
		径 級 cm	長 級 m				
			基準長 (m)	延寸 (cm)			
一 般 材	ス ギ	16～22	3.0	8	1	柱 材	通直材、節等欠点軽微な良材
		24上	4.0	8	2	割角板類	//
		24上	3.0	8	3	構造材	//
		6～14	4.0	8	4	//	//
		6～14	3.0	8	5	//	//
		18上	2.0	8	6	//	//
	ヒ ノ キ	16上	4.0	8	1	土台、板類	通直材、節等欠点軽微な良材
		16～22	3.0	8	2	柱 材	//
		24上	3.0	8	3	構造材	//
		6～14	4.0	8	4	//	//
		6～14	3.0	8	5	//	//
		18上	2.0	8	6	//	//
	カ ラ マ ツ	16上	4.0	8	1	構造材	通直材
		16上	2.0	8	2	//	//
		6～14	4.0	8	3	杭材	//
		16上	3.0	8	4	構造材	// 4mに採材不能なもの

※ 需要動向により造材寸法を変更する場合及び上記以外の樹種、高品質材及び注文材等の特殊採材については別途指示する。

令和7年度 桧 積 基 準 書

群馬森林管理署

区分	樹種	長 級 m	径 級 cm	用 途	基準量 m ³	備 考
一 般 材	ス ギ	4.0	24上	割角板類	20～30	
		4.0	6～14	構造材	15～30	
		3.0	16～22	柱 材	20～30	
		3.0	24上	構造材	20～30	
		3.0	6～14	構造材	15～30	
		2.0	18上	構造材	15～20	
	ヒ ノ キ	4.0	30上	造作材	20～30	
		4.0	22～28	割角板類	20～30	
		4.0	16～20	土 台	20～30	
		4.0	6～14	構造材	15～30	
		3.0	24上	構造材	20～30	
		3.0	16～22	柱 材	20～30	
		3.0	6～14	構造材	15～30	
		2.0	18上	構造材	15～20	
	カ ラ マ ツ	4.0	16上	構造材	20～30	
		4.0	6～14	杭材	15～30	
		3.0	16上	構造材	20～30	
		2.0	16上	構造材	20～30	

※ 需要動向により桧積基準を変更する場合及びこの基準書に定めのないものについては、その都度指示する。

事業進捗状況管理(様式の記入要領)

1. 様式2「作業日報」

- ア 本様式は、主伐、間伐別に毎日作成する。間伐のうち、素材生産を伴わない保育間伐存置型は含めない。
- イ 使用機械欄の使用機械名は、実態にあわせて記入する。
- ウ 作業時間は実働時間を記入する。休憩時間は含めない。
- エ 作業道作設欄には、作業道作設、土場作設に係る全ての作業時間(支障木伐倒、開設、修繕)を記入する。
- オ 集材①欄には、スイングヤーダ、グラップル等による林地から作業道端までの集材に係る作業時間を記入する。
- カ 集材②欄には、フォワーダ等による作業道から山元土場までの搬出に係る作業時間を記入する。タワーヤーダで直接山元土場まで出す場合はここに記入する。
- キ 機械運転時間は各機械稼働時間の計、燃料給油量、油脂給油量は各機械の給油量(消費量ではない。)を記入する。
- ク 軽微な機械修理、待ち時間は各工程に含める。
- ケ 作業道作設の備考欄には、開設・修繕延長(m)、土場面積(m²)を記入する。

2. 様式3「週集計表」

必要に応じ、様式2の集計に使用する。

3. 様式4「月集計表」

必要に応じ、様式2、様式3の集計に使用する。

4. 様式1「工程管理表(月分、最終)」

- ア 様式2を集計し、毎月作成し翌月10日までに提出する。事業終了時は完了検査を受けるまでに最終版を作成し提出する。
- イ 当月生産量は、月毎の検査済数量(=部分払い数量)を記入する。
- ウ 人工数は、休憩を除いた1日の実働時間を基礎に算出する(小数第一位まで記入)。
- エ 生産性欄は、生産量累計(作業道累計)を作業人工数で除して求める(小数第一位まで記入)。

5. 生産日報アプリを使用する場合は、署から「事業者用ファイル」を受け取り、物件番号等については別途指示する。

工程管理表(月分、最終)

分任支出負担行為担当官

令和 年 月 日

〇〇森林管理署長 支署長 森林管理事務所長 殿

事業体名		主間伐別	
契約事業名		生産量(m³)	当月
事業期間		作業道(m)	当月

作業工程・使用機械		当 月					累 計					生産性 A/B (m³/人日)
		作業時間 (時間)	人工数 (人日)	機械運転時間 (H)	燃料給油量 (ℓ)	油脂給油量 (ℓ)	作業時間 (時間)	人工数 (B) (人日)	機械運転時間 (H)	燃料給油量 (ℓ)	油脂給油量 (ℓ)	
作業道作設	バックホウ											
伐倒	チェーンソー											
	ハーベスタ											
	計											
集材①(木寄)	グラップル											
	スイングヤーダ											
	荷掛(人力)											
	計											
造材	プロセッサ											
	チェーンソー											
	計											
集材②(運材)	フォワーダ											
	グラップル(巻立)											
	計											
片付・整理	集材架線設置・撤収											
	踏査											
	打合せ											
	その他											
	計											
合計(時間)												

注1 本様式は毎月作成し翌月10日までに提出する。事業終了後は完了検査までに最終版を提出する。

注2 本様式は、主伐、間伐別に作成し合計し、主伐、間伐、合算したものをそれぞれ提出する。

注3 当月生産量欄には、月毎の検査済数量(=部分払数量)を記入する。

注4 生産性欄は、生産量累計(作業道延長累計)を人工数で除して求めた数値(小数点一位止)を記入する。

注1 本様式は、主伐、間伐別に作成する。

注2 作業工程ごとの使用機械は、実態にあわせて書き換えて使用する。

注3 作業時間は、休憩時間を含まない実働時間を記入する。

注4 作業道作設欄には、作業道作設、土場作設に係る全ての作業時間（支障木伐倒、開設、修繕など）を記入する。

注5 集材①欄には、スイングヤーダ、グラップル等による林地から作業道端までの集材に係る作業時間を記入する。

注6 集材②欄には、フォワーダ等による作業道から山元土場までの搬出に係る作業時間を記入する。

注7 機械運転時間は各機械稼働時間の計、燃料給油量、油脂給油量は各機械の給油量の計を記入する。

注8 軽微な機械修理、待ち時間は各工程に含めて記入する。

注9 保育間伐存置型の作業時間は記入しない。

週集計表

班名：

週			
契約事業名			
作業箇所		主間伐別	

作業工程・使用機械	作業日 作業者 作業時間	月	火	水	木	金	土		作業 時間 計	機械 運転 時間 (H)	燃料 給油 量 (ℓ)	油脂 給油 量 (ℓ)	備 考
		名	名	名	名	名	名						
作業道作設	バックホウ												m ²
伐倒	チェーンソー												
	ハーベスタ												
集材①(木寄)	グラップル												
	スイングヤーダ												
	荷掛(人力)												
造材	プロセッサ												
	チェーンソー												
集材②(運材)	フォワーダ												
	グラップル(巻立)												
片付・整理	集材架線設置・撤収												
	踏査												
	打合せ												
	その他												
計(時間)													

注 本様式は、様式2の集計に使用するもので、主伐、間伐別に作成する。

月集計表(○月)

班名:

契約事業名			
事業期間			
主間伐別		生産量(m ³)	

週別、日付 実働日数 作業工程・使用機械		1週	2週	3週	4週	5週	計 (時間)	機 械 運 転 時 間 (H)	燃 料 給 油 量 (ℓ)	油 脂 給 油 量 (ℓ)	備 考
		～	～	～	～	～					
		日	日	日	日	日					
作業道作設	バックホウ										m ³
伐倒	チェーンソー										
	ハーベスタ										
集材①(木寄)	グラップル										
	スイングヤーダ										
	荷掛(人力)										
造材	プロセッサ										
	チェーンソー										
集材②(運材)	フォワーダ										
	グラップル(巻立)										
片付・整理	集材架線設置・撤収										
	踏査										
	打合せ										
	その他										
計(時間)											

注 本様式は、様式3の集計に使用するもので、主伐、間伐別に作成する。